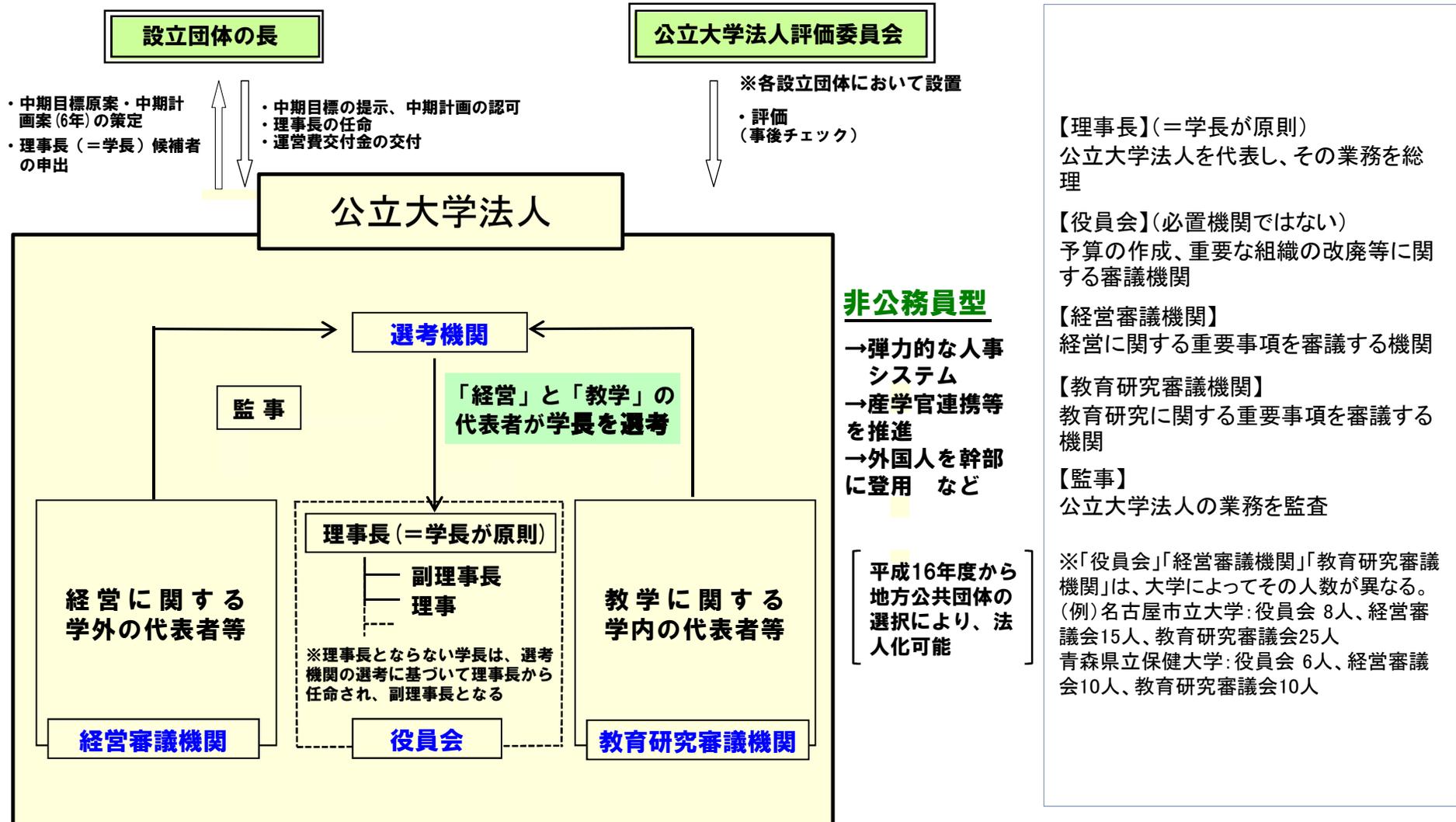


公立大学法人のガバナンスの仕組み

H30.9.26国立大学の一法人複数大学制度等に関する調査検討会議(第1回)資料より

- 公立大学法人では、**法人の長である理事長が、大学の学長を兼ねることが原則**とされているが、両者を分離することも可能。
- 公立大学法人の理事長は、学外者などから構成される経営審議機関の代表者と、学内者から構成される教育研究審議機関の代表者から構成される**学長選考機関**において選考され、設立団体の長が任命する。
- 意思決定プロセスにおける透明性の確保や適正な意思決定の担保といった観点から、大学運営上の特に重要な案件の審議について、**合議制の審議機関を法定**(経営審議機関、教育研究審議機関)。



※「役員会」は、地方公共団体の判断(定款に規定)等で設置可能

【理事長】(=学長が原則)
公立大学法人を代表し、その業務を総理

【役員会】(必置機関ではない)
予算の作成、重要な組織の改廃等に関する審議機関

【経営審議機関】
経営に関する重要事項を審議する機関

【教育研究審議機関】
教育研究に関する重要事項を審議する機関

【監事】
公立大学法人の業務を監査

非公務員型

- 弾力的な人事システム
- 産学官連携等を推進
- 外国人を幹部に登用 など

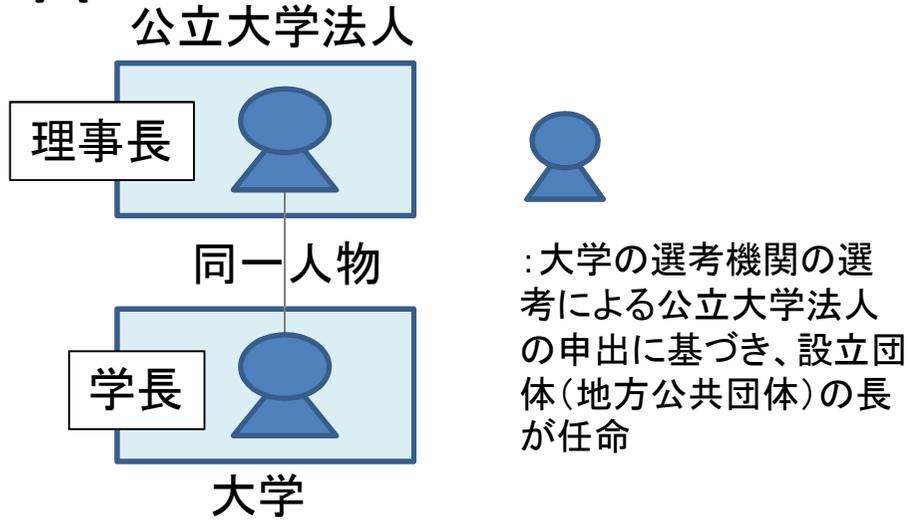
平成16年度から地方公共団体の選択により、法人化可能

※「役員会」「経営審議機関」「教育研究審議機関」は、大学によってその人数が異なる。
(例)名古屋市立大学:役員会 8人、経営審議会 15人、教育研究審議会 25人
青森県立保健大学:役員会 6人、経営審議会 10人、教育研究審議会 10人

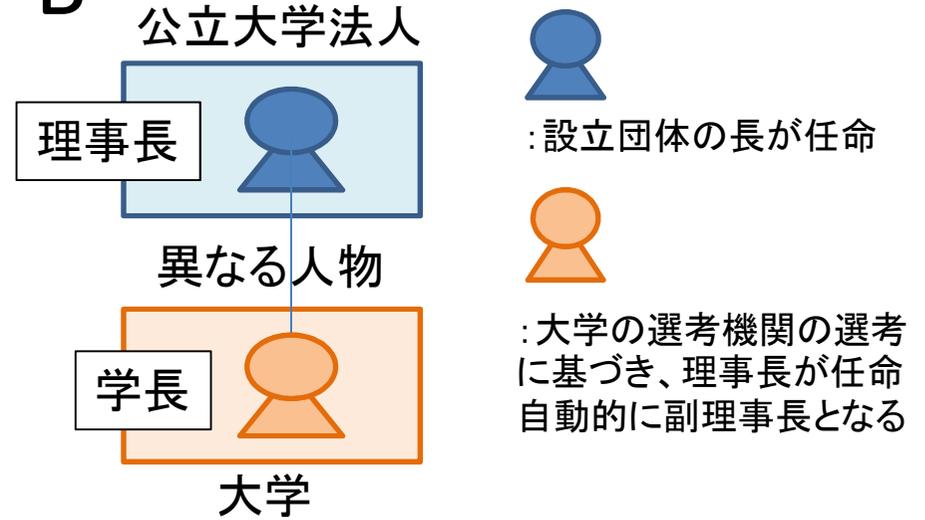
公立大学法人のパターン

H30.9.26国立大学の一法人複数大学制度等に関する調査検討会議(第1回)資料より

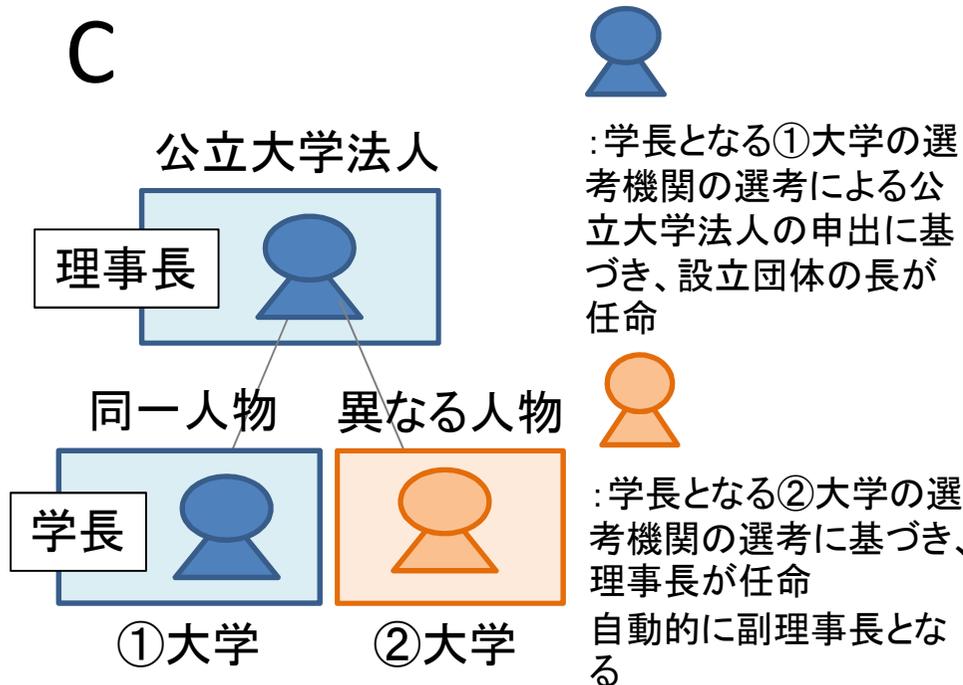
A



B



C



D

